

第1章 総則

第1条 山ノ内自治会連合会会則第8条に基づき、選挙管理委員会を置き、連合会長の選挙を管理するものとする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会（以下委員会という）は、各ブロック（町会長）1名の選挙管理委員により組織する。

第3条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から選任する。

第4条 委員の任期は、2年とする。（改選期の前年度を含む2年）

第5条 委員会は、委員長が招集し、3分の2以上の出席により成立し、議決にあっては過半数とする。

第6条 委員会は、次の活動を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 立候補届けの受理、並びに候補者名の発表
- 3 投票及び開票等の関係業務
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他選挙に関する事項

第3章 立候補者

第7条 選挙に立候補する者は、2年以上の山ノ内学区町内会長並びに自治連本部役員・各種団体長経験者であった者に限る。

(2) 選挙に立候補する者は、所定の立候補届出用紙に必要事項を記載し、所定の期日までに委員会に届け出なければならない。

(3) 立候補に際しては、自治会員10名以上の推薦を要する。

第4章 選挙

第8条 選挙は任期最終年度の3月に行う

- (2) 選挙は、町内会長一票とした選挙で行う。
- (3) 立候補者が1名の場合は、無投票当選とする。
- (4) 投票日の告示は、原則として投票日の14日以上前に行うものとする。
- (5) 投票は、委員会が告示した投票日に、委員会が定めた方法で行う。
- (6) 開票の結果、得票数の多いものを当選とする。
- (7) 得票数が同数の場合は、抽選とする。